参考２

各自治体における協治･協働への取り組み事例

協働事業提案制度

１．千代田区：「NPO・ボランティアとの協働に関する政策提案制度」

概要：ＮＰＯ、ボランティア団体からの提案をもとに、提案団体と担当所管が協働事業を組み立てて実施する。

ガバナンスのポイント：提案が出された時点で審査し評価するのではなく、事業化検討プロセスの中で、NPO・ボランティアと担当部局とが話し合うことによって協働することを特徴としている

千代田区では、区民に身近なところで活動する NPO・ボランティアの視点を政策に取り入れ、区民ニーズにきめ細かく対応することを目指し、平成 14 年 10 月に、「NPO・ボランティアとの協働に関する政策提案制度」を創設し、区との協働を推進しています。

この制度は、提案が出された時点で審査し評価するのではなく、事業化検討プロセスの中で、NPO・ボランティアと担当部局とが話し合うことによって協働することを特徴としています。

政策提案制度の流れ

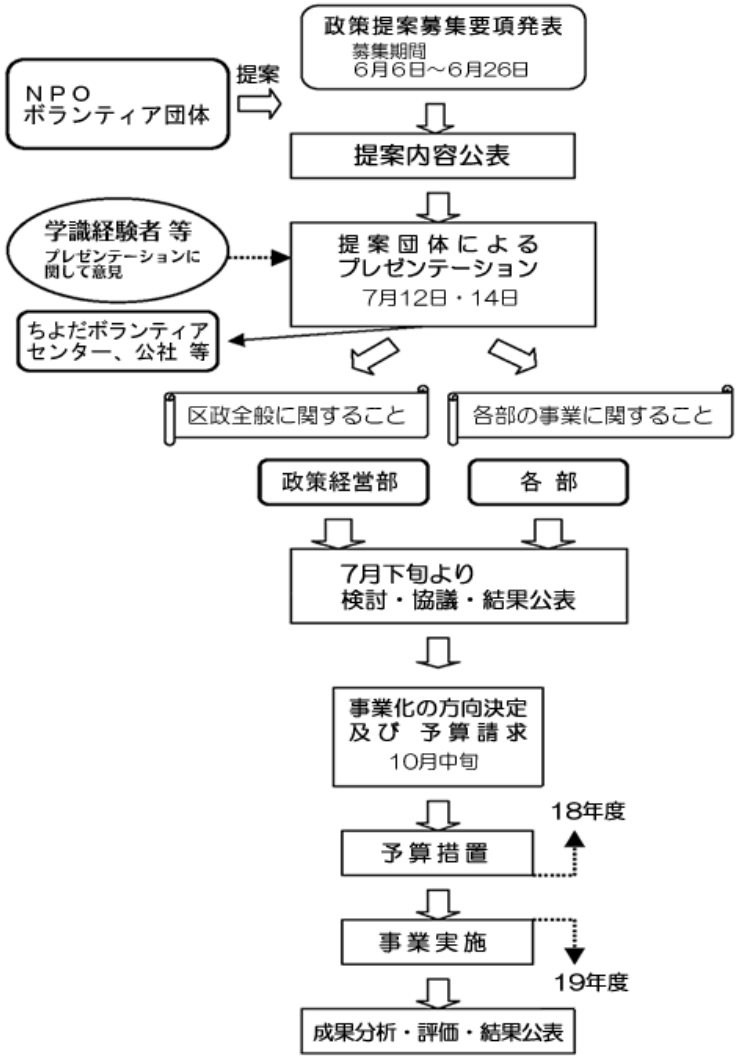

協働事業提案制度その２

２．　足立区：提案型協働推進事業

概要：区が基本計画に掲げる様々な施策やＮＰＯ活動の推進に寄与する事業を区民が提案

ガバナンスのポイント：区が基本計画に掲げる様々な施策や、ＮＰＯ活動の推進に寄与する事業を区民が提案

■「提案型協働推進事業」とは

足立区では、今年度から「協働」を経営理念とした基本計画をスタートさせました。成熟活性型の協働社会を実現するため、区民・ＮＰＯ・企業など様々な皆様と共に区政を考え、「協働」を進めていきます。

そのための方策の一つとして、区が基本計画に掲げる様々な施策や、ＮＰＯ活動の推進に寄与する事業を、皆さんから提案していただく「提案型協働推進事業」を１７年度から開始しました。

１７年度提案型協働推進事業では、「リーディングプロジェクトモデルコース」「ＮＰＯパワーアップコース」の２コースを設け、平成１７年８月１０日から９月９日までの期間、皆さんからの事業提案を募集しました。

■１７年度「リーディングプロジェクトモデルコース」の採択事業が決まりました

１７年度提案型協働推進事業「リーディングプロジェクトモデルコース」には、３提案の応募があり、厳正な選考の結果、１事業を採択しました。

◆「リーディングプロジェクトモデルコース」とは、

区との協働により、基本計画に掲げる施策の実現に寄与する公益的事業を対象とする委託事業です。

※　１８年度は、「事業アイデア提案コース」として実施します。

資料出典：足立区ホームページ　http://www.city.adachi.tokyo.jp/009/d00100062.html

公共的な活動資金としての基金（ファンド）制度

３．神奈川県：かながわボランタリー活動推進基金２１

概要：ひとつの基金から、公益的活動に、協働事業への負担金、事業への補助金、表彰を行っている。

実施根拠：「かながわボランタリー活動推進基金２１条例」

ガバナンスのポイント：事業前だけでなく、活動の成果を公開の場で発表し、評価を行った。

かながわボランタリー活動推進基金２１について

かながわボランタリー活動推進基金 21 は、ボランタリー活動の独立性、自主性を尊重し、その活動の特性を活かし、市民活動の発展が地方自治の成熟に結びつく事を目的として設置されました。

ボランタリー団体等が、公益を目的とする非営利の事業に自主的に取り組む活動を推進していくため、県とボランタリー団体が協働して行う事業への負担やボランタリー団体等が実施する事業への補助を行います。他のモデルとなるような活動を行っている団体等に奨励賞を贈ります。

かながわボランタリー活動推進基金２１・成果報告会開催結果

さる１８年９月５日（火）に基金の初めての試みとなる「成果報告会」を開催しました。

当日は、多数の方の参加のもと、第一部に、神奈川県ボランタリー活動推進基金審査会　熊谷　豊壽委員からの講演が、第二部からは成果報告が行われました。

成果報告では、各団体からパワーポイント等を使って、これまでの事業内容や事業を行って得た成果、課題などの報告が、また協働の相手方である県からは協働の効果についての報告が行われました。質疑応答等なども活発に行われ、最後に審査会委員からの講評をいただいて終了しました。

日　時　　**平成１８年９月５日（火）　午後６時３０分～９時２０分**

場　所　　**かながわ県民活動サポートセンター　１１階　協働・交流スペース２**

［講演］

［成果報告］

［講評］

公共的な活動資金としての基金（ファンド）制度その２

４．　杉並区：ＮＰＯ支援基金

概要:区民、団体、事業者からの寄付金をＮＰＯ支援基金に積立て、寄付時の要望を最大限尊重し、本基金からＮＰＯ活動の資金を助成するしくみ

実施根拠：「ＮＰＯ・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」

ガバナンスのポイント:区民、団体、事業者が提供した資金を公益的目的に利用する。

ＮＰＯ支援基金のしくみ

社会の様々な問題に自主的に取り組む、公益性を帯びたＮＰＯ法人に対し、その活動を支援するためにＮＰＯ支援基金が創設されました。

●基金のしくみ

寄付者が寄付したいＮＰＯ法人を個別に希望することができる全国初の新たなしくみで税制上の優遇措置が受けられます。

区民、団体、事業者からの寄付金をＮＰＯ支援基金に積立て、寄付時の要望を最大限尊重し、本基金からＮＰＯ活動の資金を助成するしくみです。

ＮＰＯ法人は区にあらかじめ登録をし、区はＮＰＯ法人の情報を公開します。

助成については、区民等で構成する「杉並区ＮＰＯ等活動推進協議会」の審査を経て、区が決定します。

出典

http://www2.city.suginami.tokyo.jp/guide/guide.asp?n1=60&n2=550&n3=100&stage=080607&stage0=080607

地域のみんなで行う地域施設管理運営

５．　多摩市：コミュニティセンター

概要：　多摩市では「コミュニティ活動がまちづくりの基本であり、力となる」という認識にたち、市民のエネルギーや創意が生きる、地域の特性に添ったきめ細かな活動の場づくりを行っている。中学校区程度のコミュニティの広がりを想定した施設がコミュニティセンターである。

実施根拠：多摩市立コミュニティセンター条例　平成３年４月１日施行

ガバナンスのポイント：計画に意見をいっておしまいではなく、運営まで地元団体、ボランティアと協働で行われている。

◆コミュニティセンターの管理運営

コミュニティセンターの建設は、その構想づくりから運営まで、一貫した住民参加を通して、人と人との新たな出会いや連帯感が育ち、コミュニティ活動の発展のきっかけとなるように工夫をしながら進めています。

構想づくりの段階では、基本的なコンセプトとして、施設の規模、財源、建設場所、世代を超えた豊かなふれあいの場・コミュニティ活動を育てる場であるという設置目的等を提案しますが、具体的な活動のイメージや、個別の施設内機能等については、自治会・管理組合、青少協、女性団体、各種サークル、ボランティアグループ、関心のある個人等、地域の方々に幅広く参加を呼びかけて建設協議会を組織し、市民と市が協働で、地域の要望や特性に見合った施設づくりを進めています。

開館後の運営についても、建設協議会の時から参加している方をも含め、ボランティアの方々により、運営協議会を組織していただき、公の施設として、条例にもとづく施設の運営を行うとともに、様々な特色ある行事等を通じ、地域課題の解決やコミュニティ活動の支援を進めてきており、こうした活動の拠点として、人々が行き交い新たな可能性を創造していく活動の場となっています。

平成１８年４月からは、運営協議会をコミュニティセンターの指定管理者に指定し、管理運営に努めていただいています。これまで以上に地域の独自性や創意工夫が生かされる運営が展開されています。

資料出典：多摩市ホームページ　http://www.city.tama.tokyo.jp/manabi/koryu/com_kanri.htm

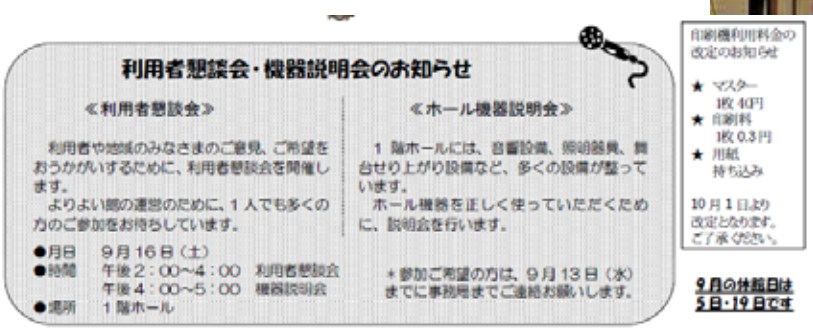

図版出展：コミュニティセンターＴＯＭＨＯＵＳＥ　ホームページ　http://tomhouse.net/

誰もが気軽にコミュニケーションを図れる場（協働センター）設置

６．　三鷹市：市民協働センター

概要：　市民、ＮＰＯ･市民活動団体、町会･住民協議会などの活動や交流を支援するとともに、これからの市民と行政との新しい協働のあり方を考え、協働によるまちづくりを推進する施設。

実施根拠：三鷹市市民協働センター条例　平成 15 年９月 29 日制定　同年 12 月施行

ガバナンスのポイント：概ね３年間は市が運営し、公募市民を含めた運営準備委員会や企画運営委員会で、運営体制や支援策などセンターの機能について具体的に調査・検討を進め、段階的に事業を拡充し、市民、ＮＰＯ・市民活動団体などによる協働運営への移行を目指す。計画に意見をいっておしまいではなく、運営まで地元団体、ボランティアと協働で行われている。

資料出典：三鷹市ホームページ
http://www.collabo-mitaka.jp/about.html

みんなが集まれる場としての機会（イベント）の開催

７．　杉並区：まちづくり博覧会

概要：「まちづくり博覧会」とは、杉並区において住民まちづくり活動を集大成するイベントで 1998 年以来毎年３月上旬に開催を続けている。

実施根拠：市民団体主催

ガバナンスのポイント：当初は行政の外郭団体が実施していた助成事業に関するイベントだったが、交流機会を重要と考える市民が運営委員会を結成し、主体となって開催されるようになった。

＊ 2005 第八回まちづくり博覧会 ！ ＊

＊ 2005-03/5(土)-6(日) **第８回　まちづくり博覧会**(セシオン杉並)

会場　セシオン杉並　　東京都杉並区梅里 1-22-32 地下鉄丸の内線東高円寺下車　５分

主催　まちづくり博覧会実行委員会・杉並区共催

内容　３月５日（土）13:30 ～15:30　子どもたちとまちづくり

（地図模型づくり、ビオトープづくりなど）

15:30 ～17:30 特別参加団体活動発表会

17:30 ～19:30 防災夜話（村上処直氏）、交流会

３月６日（日）10:00 ～12:00 「街が教室・学生さんもまちづくり」

13:00 ～　　街づくり活動助成団体活動報告会

16:00 ～　　一般参加団体展示ポスターツアー

17:30 ～　　わいわいパーティー　　音楽と交流会

資料出典：まちづくり博覧会監事（個人ホームページより）

http://www007.upp.so-net.ne.jp/metaseko/room23-m-machihaku.html

コミュニティカレッジ

８．　杉並区：すぎなみ地域大学

概要:地域大学は、社会貢献･地域貢献活動に必要な知識･技術を学び、 仲間を拡げ、区民自らがサービスの担い手･協働の担い手となるための、区独自の新しい仕組み。

ガバナンスのポイント:公共の担い手育成が主眼

このような人には、このような講座・コースがあります！

私は、このタイプ	どんな講座があるの？
○これまで地域活動に縁が薄かった ○地域活動って何だろう？ ○自分にできる範囲で、何か地域のために活動したい！	地域デビューのきっかけづくりのために、「地域活動入門講座」があります。 ＮＰＯが自らの活動に必要な人材を育成し一緒に活動するために、「ＮＰＯ活動実践講座」があります。
○会社での経験を活かして気の合う仲間と地域サービスを展開してみたい！ ○ＮＰＯ団体の人材育成を図り事業活動を発展させたい！	公共サービス分野の起業家をめざす人のために、「公共サービス起業コース」があります。
○自分の子育て経験が地域のために役立つのなら．．． ○子育てを通じて知り合った仲間が集まれば、具体的な活動ができるはず！	子育て事業の担い手やサービスの支援者を拡げるために、「地域で子育て支援コース」があります。
○できるときに、できる範囲でのボランティア活動をしたい！ ○身近な地域のボランティア活動に参加してみたい！	犯罪被害者に対する支援の輪を拡げるために、「犯罪被害者支援コース」があります。 まちの防犯リーダー・個人住宅診断員を養成するために、「防犯診断員コース」があります。 救急知識・技能を地域に普及する指導者を養成するために、「救急協力員指導者コース」があります。 地域のみどりを豊かにする活動者を養成するために、「みどりの協働コース」があります。 いざというときの救急知識・技能の基礎を学ぶために、「救急協力員コース」があります

出典：http://www2.city.suginami.tokyo.jp/daigaku/kouza.html#1

協働窓口の明確化

９．　横浜市：市民活力推進局（組織の再編）

概要：広報広聴、町会からＮＰＯまで含めた地域活動、スポーツ・文化活動支援、地域・区政支援を範囲とした部局

ガバナンスのポイント：エリア型市民活動の町会・自治会支援、テーマ型市民活動のＮＰＯや協働事業支援、市民活動の基盤となる広報広聴を同じ部局で担当している。市民活動支援を目的として、組織を平成 18 年度、組織を再編した。

市民活力推進局　ひと・いきいき・ヨコハマ

市民の声をもとに、市民協働・区政支援を軸にして、サービスの向上・地域力の向上を図るとともに、文化・スポーツ活動や地域活動などの環境整備を図り、市民活動を総合的に支援します。

http://www.city.yokohama.jp/me/shimin/somu/gaiyo.pdf

マニュアル作成

１０．　足立区：「あだち協働ガイドライン」

概要：区職員が各事業において協働の手法を積極的に導入することで区民サービスや区民満足度が向上するとともに、区民の自治意識が高まり、区政運営に反映されることを目指して作った。第一章では、協働についての区の基本的な考え方や協働の基本原則、第二章では、協働で事業を実施する際に必要な手順を手引書として記述、第三章では、協働を進めるために区が行うべき基盤整備について提案

ガバナンスのポイント：協働相手として、町会･自治会などの地縁組織、区民団体、ＮＰＯ、企業･事業体等を想定している。また、ガイドラインを、区職員だけでなく、協働相手もともに使うものとしている。

目　　次

第１章　協働の基本理念　・・・・・1

1　足立区における協働
2　なぜ協働が重要なのか
3　ガイドラインにおける協働の主体と課題
4　協働の原則（協働の共通ルール）
5　協働にあたる職員の意識改革

第２章　協働事業の進め方　・・・・・7

協働の手順　（STEP1～STEP4）　・・・・・・・・7

STEP1　協働をはじめるには　・・・・・・・・8
Step1－1　協働事業の導入
Step1－2　協働のニーズの把握
Step1－3　協働事業の提案募集

STEP2　協働事業の計画と着手　・・・・・・・・16
Step2－1　協働事業の計画
Step2－2　協働の形態とその種類
Step2－3　協働相手の選定

STEP3　協働事業の実施　・・・・・・・・39
Step3－1　事業に関する合意形成
Step3－2　実施段階での評価
Step3－3　実施段階のリスク管理

STEP4　協働事業のフィードバック　・・・・・・・・49
Step4－1　協働事業の評価
Step4－2　協働事業のフィードバック

第３章　協働を進めるための基盤整備・・・・55

1．協働を実現するしくみ　・・・・・・・・55
2．協働を支えるしくみ・環境整備　・・・・・・58
3．協働を推進する庁内体制　・・・・・・・・60

職員のための協働マニュアル作成
１１．八王子市：「職員のための協働ハンドブック～新しい時代にふさわしい創意にみちた協働のまちを目指して～入門編
概要：　各所管が実際に協働で事業を進める際に参考となる情報を掲載。「読んでもらえるハンドブックの作成」を合言葉に、協働のパートナーの特徴、協働を進める際の心構えや手順等を示した。
ガバナンスのポイント：協働は手段であることを明記している。

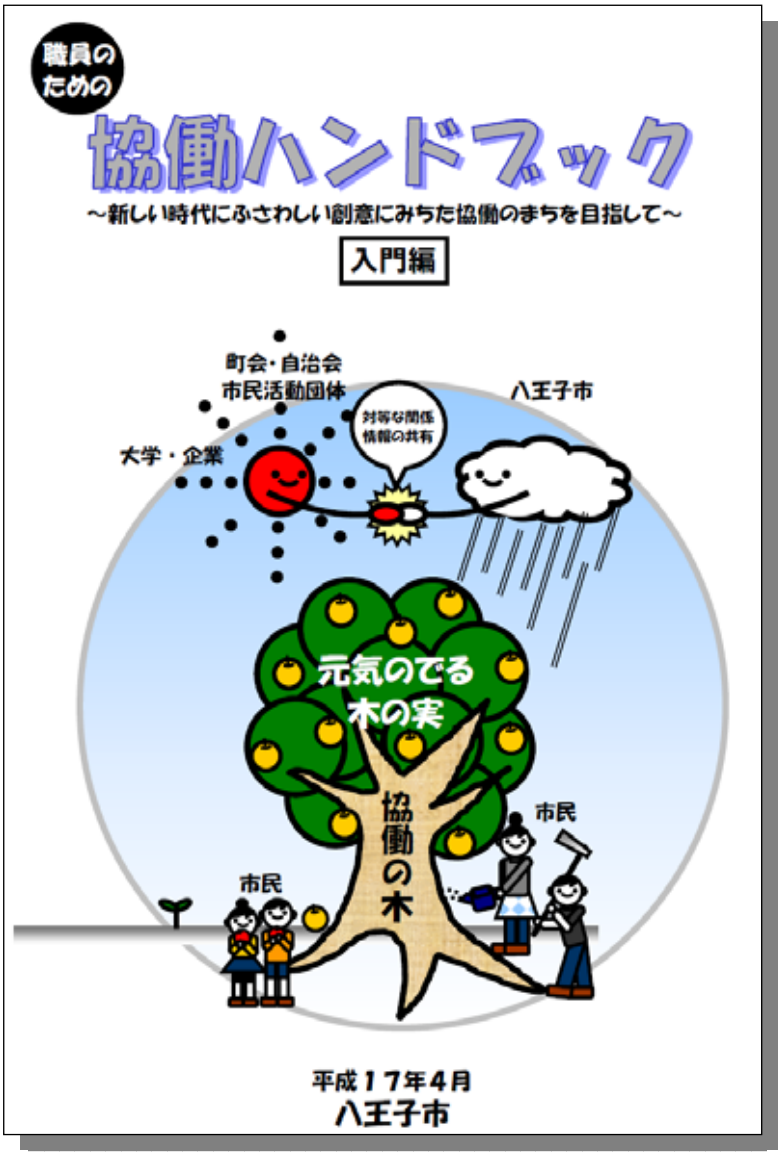

資料出典：八王子市ホームページ
http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shiminkatsudo/kyodo/k33npo.htm

庁内協働施策・事業の把握（協働事業基礎調査）

１２．　足立区：足立区における区民等との協働事業実態調査

概要：協働の形態を例示し、協働事業の有無を各課調査票調査。継続して実施している。

ガバナンスのポイント：協働の積み重ねを顕在化させている。

「足立区における区民等との協働事業実態調査報告書」
（平成１６年１２月実施）より抜粋

１．調査の概要

（1）　調査の目的

区における区民等との協働事業数を把握するとともに、それを内外に提供することにより、協働への理解向上および推進を図る。

協働事業において必要とされる手続き・プロセスがどこまで採られているか把握することにより、区における協働の成熟度を把握する。

協働事業においてどんな課題があるのか掘り起こし、その解決策を探る基礎資料とする。

（2）　調査対象機関および回答結果

足立区の全所管課に対し、平成16 年12 月から１７年１月にかけて、調査票による悉皆調査を実施した。なお、参考として、あわせて区各公社等に対しても実施した。

【回答結果】

【回答結果】

	協働実施所管数（部）	協働実施所管数（課）	協働事業数
合　　計	１１	４３	１７５

（参考）

公社	2	37
社会福祉協議会	1	5
株式会社	1	1
計		43

資料出典：http://www.city.adachi.tokyo.jp/034/pdf/d00100006_2.pdf

区民が検証するための行政評価

１３．　志木市：行政評価制度

概要：　委員は、担当事業課が作成した基礎資料『自己評価』をもとに評価作業を行い、行政評価委員会としての評価結果及び志木市行政評価制度に対する意見書を、市長に提出する。従来の行政主体の評価から脱却するため、市民が客観的に政策などを評価する第三者機関として「志木市行政評価委員会」を設置し、公募の市民５人で組織（任期３年）している。

委員構成　・行政評価制度に識見を有する市民・・・３人

・市政に深い関心のある市民・・・・・・２人

実施根拠：志木市行政評価条例　平成 14 年 6 月 24 日制定　平成 17 年 4 月 1 日施行

ガバナンスのポイント：行政評価のねらい

● 市民が行う評価（市民評価）の結果を市政に反映させることにより、市民の視点に立った効果的で効率的な市政運営を推進することができます。

● 評価結果を公表することにより、市民の皆さんに説明ができ、市政の透明性を図ることができます。

■評価サイクル

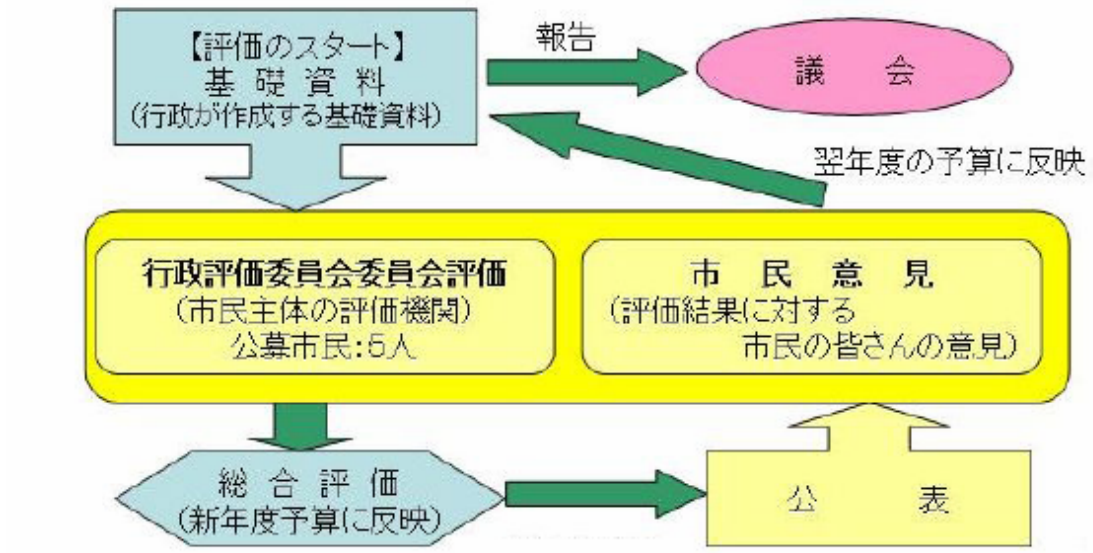

資料出典：志木市ホームページ
http://www.city.shiki.lg.jp/html/topics/h17gyouseihyouka/gyouseihyoukaseido.pdf

区民参加機会の拡充

１４．　浦安市：市民参加推進計画

概要：　市民参加の推進をより確かなものとして計画的に市民の皆さんとともに進めていくための行動計画として策定。「基本計画編」と「年次計画編」で構成。基本計画編は、市民参加の将来目標と実現のための基本施策を示し、年次計画編は、基本施策に基づく具体的な取組み内容を示すものとし、年度ごとに作成・更新。

実施根拠：浦安市市民参加推進条例　平成 16 年 3 月制定

ガバナンスのポイント：市の政策等の各過程（計画段階・実施段階・評価段階）で、市民とともに適正に政策等を進めていくための側面的な支援計画という位置づけで、「浦安市・市民参加推進計画」を策定

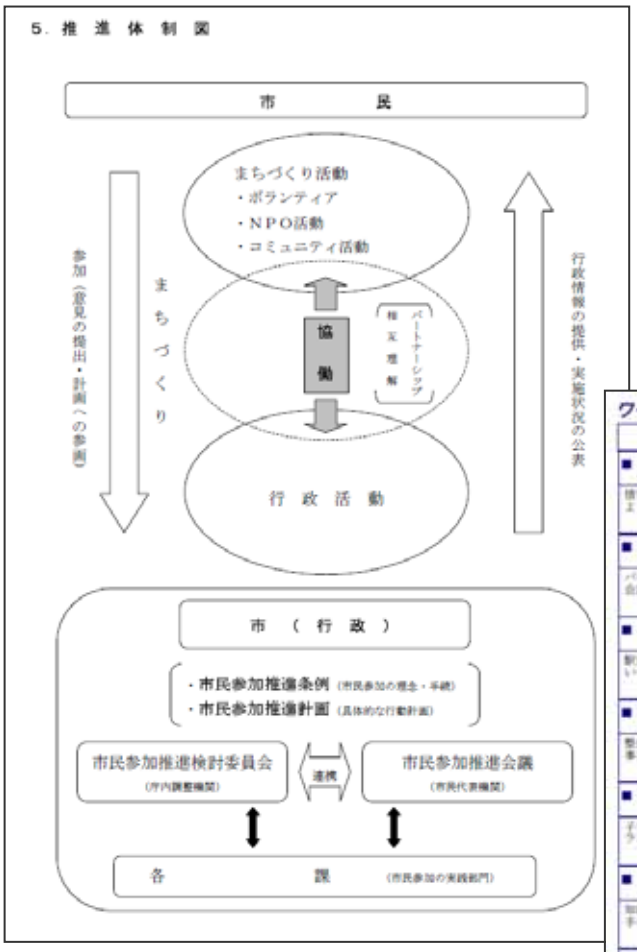

平成18年度年次計画の一部

ワークショップ・勉強会等

項目名	実施時期	担当課
■ 男女共同参画推進のための情報誌「ポノ・ポノ」の発行	5月～	企画政策課
情報誌の制作課程について学ぶとともに、受講生が男女共同参画の視点での原稿を作成し、市民と行政の協働により情報誌を発行。		
■ 自治会集会所新築工事設計業務委託	通年	地域活動支援課
パークシティ新浦安自治会とセレナティー新浦安自治会の設計工事の受託業者を交え、自治会と市が随時調整会議を行い、基本設計・実施設計を進める。		
■ 浦安駅前地区まちづくり懇談会	月1回	市街地開発課
駅前地区の抱える諸問題とその改善策等について、駅利用者、地権者、事業者と市がそれぞれの立場から話し合いを行い、官民協働で新しいまちづくりの手法や方針の策定に向けて調査検討を行う。		
■ 新中通り線周辺市街地整備事業	月1回	まちづくり事務所
整備の緊急性が高い猫実地区のみなと線から堀江地区の3番通りまでの区間を対象に地区別協議会を立ち上げ、事業の具体化に向けた話し合いに取り組む。		
■ 家庭教育学級	通年	公民館
子育てに必要な心構え、子どもに対する接し方など、家庭教育上の問題について学級生自らが年間の学習プログラムを作成し、自主的に運営。		
■ きぼうアフターファイブ	通年	中央公民館
知的障害の青年を対象に、社会的自立や日常生活に必要な知識、技能を習得し、地域とふれあいながら余暇の上手な使い方を身につけ、社会的に成長することを目指し、実施、参加者と意見交換しながら企画。		
■ ほりえ・いきいきサロン	通年	堀江公民館
堀江公民館地区の高齢者を中心に参加者の個性や特技を生かしたサロンを支部社教の協力で開設。参加者と意見交換しながら企画。		
■ 広場ひだまり	通年	日の出公民館
高齢者の居場所づくりを目的に実施。参加者からのアンケート等の意見、事務局の意見を交えて、事業を企画運営。		
■ 普通救命講習会（一般公募）	奇数月	警防課
自動体外式除細動器（AED）の使用を含めた心肺蘇生法及び出血時の止血法などの実技を中心とした講習会。		

資料出典：浦安市ホームページ
http://www.city.urayasu.chiba.jp/a008/b001/d00501275.html

協働推進計画の策定

１５．　新宿区：地域との協働推進計画

概要：「地域との協働推進計画」は、区民との協働や区政への区民参画などを具体的に進めるための、「仕組みづくり」をまとめたものです。いわば、今後の実施指針となるもの

ガバナンスのポイント：地域のさまざまな課題に対し、区民・地域団体・ボランティア・ＮＰＯ・事業者など、地域社会を構成する多くの人たちとのパートナーシップを基本に、ともに考え解決していくために、「新宿区・地域との協働推進計画」を策定

仕組みづくり推進プラン

事業名	事業概要	実施目途	所管
協働を推進する環境づくり			
1　多くの人たちが出会い協働を推進するために			
・「協働支援会議」の設置	区とNPOの協働を進めるため、具体的な問題を協議する中間支援組織の役割を果たす場の設置	16年度実施 17年度推進	区民部
・ボランティアコーナーの設置	特別出張所ボランティアコーナーの設置	16年度実施 17年度推進	区民部
・地域センターなどの運営方法の見直し	時代の変化を踏まえ、協働を促進する観点からの活用方法の検討	16年度検討 17年度推進	関係各部
・学校などの公共施設の積極的な開放		16・17年度推進	関係各部
2　地域の自主的な活動を支えるために			
・区民が支える「協働推進基金」の設置	多くの区民・事業者に支えられたNPOへの財政支援	16年度実施 17年度推進	区民部
・公募補助金制度の導入	協働の視点を取り入れた補助金制度の再構築	16年度検討 17年度実施	企画部
・町会・自治会等活性化への支援	多くの区民や団体の町会・自治会活動への理解、自主的な地域活動への参加など、活性化への取り組み支援	16年度実施 17年度推進	区民部
3　社会貢献活動への理解とネットワークを広げるために			
・様々な主体の交流事業の拡大	情報交換や地域での行事など、区民・団体の交流機会の充実	16・17年度推進	関係各部
・社会貢献活動の理解促進講座・講演会の開催	多くの区民の社会貢献的な活動への理解促進	16・17年度推進	関係各部
4　人材の発掘・地域活動の担い手を養成するために			
・地域の中のコーディネーター養成支援	NPOなど各団体の活動と団体相互の連携の推進	16年度検討 17年度推進	関係各部
・公募委員制度の拡充等	各種委員の公募制の拡充と委員の重複・任期などの見直し	16・17年度推進	関係各部
5　多角的な情報提供のために			
・ホームページを活用した総合的な協働情報の収集・発信	協働事例、社会貢献活動団体の活動状況、支援策など総合的な情報の収集と発信	16年度実施 17年度推進	区民部
・地域情報の整備	地域センター「情報ふれあい広場」を活用した、地域情報の整備	16・17年度推進	区民部
6　協働事業を広げるために			
・区の遊休施設を活用したモデル事業の試行	NPO・地域住民団体などとの協働によるモデル事業の試行	16・17年度推進	関係各部
・事業者等との事業協力の推進	事業協力による、企業・店舗・大学等の資源の積極的な活用	16・17年度推進	関係各部

出典　一部抜粋
http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/division/260100chishin/npo/suisinkeikaku/gaiyou.pdf

協治・協働に関する条例制定

１６．　文京区：『文の京（ふみのみやこ）』自治基本条例

概要：　文京区の自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、文京区の自治に関する基本条例として制定

ガバナンスのポイント：基本的な考え方として、各主体が対等の関係で協力して地域社会の公共的な課題の解決を図ることをあげている。

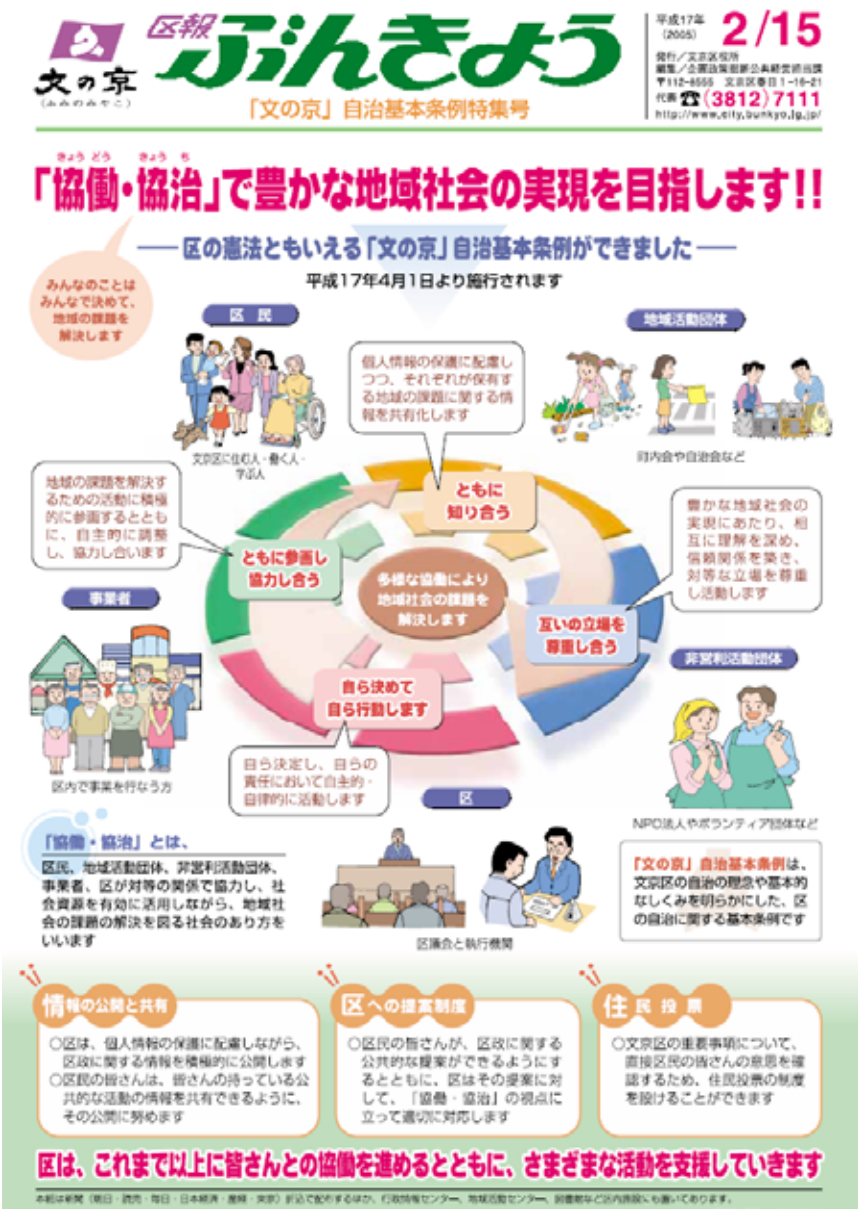

出典：文京区ホームページ
http://www.city.bunkyo.lg.jp/kusei/kikaku/kumin_kensyo/kuhou-zyorei.pdf